

介護保険負担限度額 費用負担額の変更について

令和6年8月から、介護保険負担限度額認定について居住費（滞在費）の費用負担額が変更されます。詳しくは裏面を御覧ください。

◎対象者と利用者負担段階（対象となる方の要件に変更はありません。）

利用者負担段階	対 象 者		
	(1)生活保護受給者		
第1段階	世帯の全員 （世帯分離 をしている 配偶者を含 む）が市民 税非課税	(2)老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等の合計が 1,000万円（夫婦は 2,000万円）以下
第2段階		本人の年金収入額＋その他の合計 所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650万円（夫婦は1,650 万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額＋その他の合計 所得金額が年額80万円超120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550万円（夫婦は1,550 万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計 所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が 500万円（夫婦は1,500 万円）以下

※配偶者には、世帯を分離している配偶者及び内縁関係の方を含みます。

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。（遺族年金には寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む。）

※その他の合計所得金額は、譲渡所得にかかる特別控除を除く。

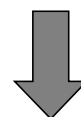
※第2号被保険者の預貯金等の基準額は1,000万円以下です。（配偶者がいる場合は2,000万円以下）

旭川市シンボルキャラクター

あまっぴ



裏面も御覧ください



※居住費（滞在費）の変更点※

施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時の、居住費（滞在費）の費用負担額が変わります。

◎利用者段階別の1日当たりの食費・居住費（滞在費）の負担限度額

（下の表中、太枠で囲まれた金額が変更となっています。）

利用者 負担段階	負担限度額			
	食 費	居住費（滞在費）		
			特別養護老人ホーム 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護
第1段階	300円	ユニット型個室	880円	880円
		ユニット型個室 的多床室	550円	550円
		従来型個室	380円	550円
		多床室	0円	0円
第2段階	390円 (600円)	ユニット型個室	880円	880円
		ユニット型個室 的多床室	550円	550円
		従来型個室	480円	550円
		多床室	430円	430円
第3段階	① 650円 (1,000円)	ユニット型個室	1,370円	1,370円
		ユニット型個室 的多床室	1,370円	1,370円
	② 1,360円 (1,300円)	従来型個室	880円	1,370円
		多床室	430円	430円

※食費の()内の金額は短期入所（ショートステイ）利用時の金額です。

※第3段階①と②の居住費（滞在費）の負担限度額は、同じ金額です。



旭川市キャラクター

ゆっきりん

お問合せ先

旭川市介護保険課管理給付係

直通25-6485